

IT 利活用ビジネスに関するルール整備 WG について

平成 27 年 12 月 7 日
商 務 情 報 政 策 局

1 これまでの開催状況

電子商取引等に関する様々な法的問題点について関連法令の適用解釈を示す「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）の策定・改訂に関する議論を継続的に実施。

また、第 1 回情報経済小委員会（平成 26 年 12 月 9 日）において、制度について IT 利活用ビジネスに関するルール整備 WG で検討することとされたことを踏まえて議論を行い、議論の成果を「IT を利活用した新サービスを巡る制度的論点」報告書に取りまとめて公表。

2 今後の開催方針

準則の改訂に関し、以下の論点等について議論。

- 「IT を利活用した新サービスを巡る制度的論点」報告書を踏まえた論点
 - ・データ集合の法的取扱い
 - ・国境を越えた取引等に関する論点
 - ・データ消失時の顧客に対する責任

- 取引環境の変化に応じた改訂を要する論点
 - ・未成年者による意思表示
 - ・インターネットショッピングモール運営者の責任
 - ・ユーザー間取引（インターネット・オークション、フリマサービス等）
 - ・ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任
 - ・インターネット上の著作物の利用 等

3 スケジュール

- 平成 27 年 12 月 11 日（金） 第 6 回 IT 利活用ビジネスに関するルール整備 WG
- 平成 28 年 2 月 第 7 回 IT 利活用ビジネスに関するルール整備 WG
- 平成 28 年 3 月頃 準則改訂案に関するパブリックコメント募集
（1 か月程度）
- 平成 28 年 4 月以降 改訂版準則の公表

以上